

茨木市障害福祉サービス等支給決定案検討会議設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第20条第1項の規定により障害福祉サービスの申請をした障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）、同法第24条第1項の規定により現に受けている障害福祉サービスの変更を申請した障害者等、同法第51条の6の規定により地域相談支援給付の申請をした障害者等、同法第51条の9第1項の規定により現に受けている地域相談支援給付の変更を申請した障害者等又は同法第77条の規定により地域生活支援事業の申請をした障害者等に対し、同法第22条第1項、同法第24条第2項、同法第51条の7第1項、同法第51条の9第2項又は同法第77条の規定に基づく支給決定を行うに当たり、当該事務を円滑、適正に執行するため、福祉事務所に茨木市障害福祉サービス等支給決定案検討会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(審査事項)

第2 会議は、障害福祉課認定給付係が作成する支給決定案の内容が、「茨木市障害福祉サービス等支給決定基準」に定められていない運用方法である場合、標準支給量を超えている場合、疑義がある場合その他福祉事務所長が必要と認める場合に、法第22条第1項で定める事項について審査及び協議する。

(構成)

第3 会議は、福祉事務所長、障害福祉課長、障害福祉課長代理、障害福祉課認定給付グループ長、担当員その他福祉事務所長が認める職員をもって構成する。

(会議)

第4 会議は、審査事項が生じた場合にその都度開催し、福祉事務所長を議長とする。
2 議長が必要と認めた場合は、議員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(記録)

第5 会議において検討するにあたり、担当員は第2に掲げる事項についての調査内容を記載した会議調書及び関係調査資料を提出し、議長が指名する者が会議において審査及び協議した内容を同調書に記載するものとする。

(審査結果)

第6 会議において審査した結果を受けて、障害福祉課認定給付グループにおいて支給決定案を作成する。

2 会議において、茨木市障害支援区分等認定審査会（以下「審査会」という。）の

意見を聴く必要があると判断した場合は、審査会に意見を聴くものとする。

(庶務)

第7 会議の庶務は、障害福祉課認定給付グループにおいて処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。